

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 伊丹市の推進体制の整備等

(1) 庁内体制

① 庁内組織

平成 18 年度より、商業の活性化を図る担当、都市計画担当、文化振興を図る担当、都市景観担当、中心市街地活性化を総合的に担当する部局として「都市創造部」に統合し、一体的に推進していく組織に改変した。また、平成 21 年度より名称を「都市活力部」に改めた。

② 庁内検討委員会

・ 伊丹市中心市街地活性化推進会議

伊丹市の中心市街地活性化に係る庁内検討委員会として中心市街地活性化推進会議を設置し、中心市街地活性化基本計画策定ワーキング会議、中心市街地活性化協議会と連携を図りながら、中心市街地の活性化に資する基本方針の検討や事業の選定を行っている。

1) 構成員

中心市街地活性化推進会議

部署	役職	主な担当分野
副市長		総合調整
総合政策部	部長	政策調整
財政基盤部	部長	政策調整
都市活力部	部長	商業等の活性化
都市交通部	部長	市街地の整備改善
都市活力部	参事	中心市街地活性化推進会議事務局

ワーキング会議

部署	役職	主な担当分野
総合政策部	政策室長	政策調整
	政策室主幹	政策調整
財政基盤部	財政企画室長	政策調整
	財政企画課長	政策調整
都市活力部	都市企画室長	中心市街地活性化推進会議事務局
	都市デザイン課長	中心市街地活性化推進会議事務局
	都市計画課長	まちなか居住
	産業振興室長	商業等の活性化
	商工労働課長	商業等の活性化
都市交通部	都市安全企画課長	市街地の整備改善
	交通政策課長	市街地の整備改善
	道路室長	市街地の整備改善
	道路建設課長	市街地の整備改善
	道路保全課長	市街地の整備改善
上下水道局	建設課長	都市機能の増進
こども未来部	保育課長	都市機能の増進

2) 会議開催状況

平成 27 年度に中心市街地活性化基本計画の議題で 5 回開催した。

A. 平成 27 年 6 月 11 日

- ・新メンバーの紹介
- ・会議設置要綱の説明
- ・基本計画のスケジュール等、確認

B. 平成 27 年 7 月 16 日

- ・中心市街地活性化基本計画掲載事業について
- ・今後のスケジュール等、確認

C. 平成 27 年 9 月 3 日

- ・中心市街地活性化基本計画事業シート、課題シートについて
- ・今後のスケジュール等、確認

D. 平成 27 年 11 月 2 日

- ・中心市街地活性化基本計画（素案）について
- ・今後のスケジュール等、確認

E. 平成 27 年 11 月 20 日

- ・中心市街地活性化基本計画（案）について

③議会

平成 27 年 12 月 18 日、都市企業常任委員協議会開催。

(2) 中心市街地活性化基本計画策定委員会

本計画の策定に当たっては、26年度に前計画の検証や中心市街地の現状把握を中心とした勉強会を3回実施した。27年度は、中心市街地の課題及び今後のまちづくりの方向性など、今後の事業展開を担う事業者を中心に、学識者、一般市民を構成員とした基本計画策定委員会を設置し、実現可能性の高い基本計画となるように努めた。

① 構成員

	所 属	氏 名
1	流通科学大学商学部特別教授	石原 武政
2	伊丹郷町商業会	岩花 玄
3	伊丹郷町商業会	荒木 宏之
4	アリオ名店会	河田 秀人
5	伊丹ショッピングデパート	多田 豊
6	みやのまち4号館商人会	神谷 俊彦
7	伊丹阪急駅東商店会	江本 和慶
8	伊丹阪急駅東商店会	福田 大
9	伊丹阪急駅東商店会	飛口 栄子
10	宮ノ前商店会	安原 伸治
11	伊丹酒蔵通り協議会	山岸 直人
12	伊丹酒蔵通り協議会	扇田 行雄
13	伊丹みやのまち3号館商人会	沼 美保
14	リータ商店会	南方 忠司
15	伊丹西台商店会	甲斐 智也
16	伊丹中央サンロード商店街振興組合	藤田 誠治
17	伊丹中央サンロード商店街振興組合	棚澤 大地
18	いたみアピールプラン推進協議会会長	山元 龍治
19	伊丹都市開発(株)代表取締役	松井 正道
20	NPO 法人いたみタウンセンター理事長	村上 有紀子
21	NPO 法人いたみタウンセンター事務局長	内田 悦子
22	伊丹商工会議所専務理事	植木 稔博

② 会議開催状況

1) 伊丹市中心市街地活性化基本計画策定委員会会議の実施状況

開催日	内容
平成27年 6月12日	まちづくりの方向性検討、事業の抽出等
平成27年 7月16日	各種アンケートの結果、事業の抽出等
平成27年 9月 4日	まちづくりの方向性検討、事業の検討等
平成27年10月28日	中心市街地活性化基本計画（素案）について
平成27年11月13日	中心市街地活性化基本計画（案）について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地活性化協議会は、伊丹市が作成する中心市街地活性化基本計画について、必要事項を協議し意見を述べることができるとともに、伊丹商工会議所及び伊丹都市開発(株)を中核とした事業者、地権者、市民などで構成する運営（戦略）会議で、中心市街地の戦略部隊としての役割を果たす推進母体として位置づけられているものである。

そして、具体的な事業推進のために、伊丹商工会議所を事務局として適宜ワーキングを開催し、協議会へ情報提供を行うこととする。

（具体的な活動）

- 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること
- 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

(1) 構成員

役職	所属	根拠法令 (中心市街地の活性化に関する法律)
会長	伊丹商工会議所会頭	法第 15 条第 1 項 2 号関係
副会長	伊丹商店連合会会長	法第 15 条第 4 項 1 号関係
監事	株式会社池田泉州銀行伊丹支店長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
監事	伊丹市都市活力部長	法第 15 条第 4 項 3 号関係
	イオンモール株式会社イオンモール伊丹ゼネラルマネージャー	法第 15 条第 4 項 1 号関係
	伊丹市交通局運輸サービス課長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	いたみアピールプラン推進協議会会長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団理事長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	伊丹商工会議所専務理事	法第 15 条第 1 項 2 号関係
	伊丹消費者協会会長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	伊丹まち未来株式会社代表取締役	法第 15 条第 1 項 1 号関係
	西日本旅客鉄道株式会社伊丹駅長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	阪急電鉄株式会社交通プロジェクト推進部課長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	阪急阪神ビルマネジメント株式会社沿線営業部長	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	ほこ～魚菜と地酒～代表	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	D. O. D 株式会社代表取締役	法第 15 条第 4 項 2 号関係
	一般社団法人 GREENJAM 代表理事	法第 15 条第 4 項 2 号関係

(2) 会議開催状況

開催日	内容
平成 27 年 5 月 25 日	中心市街地活性化基本計画策定スケジュール等
平成 27 年 10 月 30 日	中心市街地活性化基本計画（素案）について
平成 28 年 1 月 18 日	中心市街地活性化基本計画（案）について 中心市街地活性化基本計画（案）に対する活性化協議会から伊丹市への意見書（案）について
平成 28 年 6 月 6 日	中心市街地活性化基本計画について
平成 29 年 1 月 16 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について

平成 29 年 6 月 2 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について
平成 30 年 2 月 21 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について フォローアップについて
平成 30 年 6 月 5 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について
平成 30 年 10 月 19 日	中心市街地活性化基本計画の変更について
平成 31 年 2 月 12 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について フォローアップについて 中心市街地活性化基本計画の変更について
令和元年 6 月 3 日	中心市街地活性化基本計画進捗状況について 平成 30 年度フォローアップについて
令和 2 年 2 月 10 日	中心市街地基本計画進捗状況について
令和 2 年 6 月 8 日 (書面開催)	中心市街地活性化基本計画進捗状況について 令和元年度フォローアップについて
令和 2 年 11 月 12 日	中心市街地活性化基本計画の延長について
令和 3 年 10 月 8 日	中心市街地活性化基本計画策定について

(3) 協議会規約

伊丹市中心市街地活性化協議会規約

第 1 章 総 則

(設置)

第 1 条 伊丹商工会議所及び伊丹まち未来株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第 2 条 本会は、「伊丹市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）」と称する。

(事務所)

第 3 条 協議会の事務等を処理するために、事務所を兵庫県伊丹市宮ノ前 2 丁目 2 番 2 号 伊丹商工会議所内に置く。

(目的)

第 4 条 協議会は、中心市街地の活性化に関する法律に基づいて設置されたもので、今後協議会で伊丹市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的にかつ一体的に推進するため、必要事項を協議し、伊丹市が作成する基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(公告の方法)

第 5 条 協議会の公告は、伊丹市広報・伊丹商工会議所会報の掲載、ホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活動)

第 6 条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 伊丹市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 伊丹市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

- ウ 伊丹市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
 - エ 伊丹市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
 - オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
 - カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信
 - キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施
- (2) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること。
- ア 市街地整備改善事業に関すること。
 - イ 都市福利施設整備事業に関すること。
 - ウ 街なか居住促進事業に関すること。
 - エ 商業活性化事業に関すること。

第2章 会 員

(会員)

第7条 協議会の会員は、次のものにより構成する。

- (1) 伊丹商工会議所
- (2) 伊丹まち未来株式会社
- (3) 法第15条第4項及び第8項に規定する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

第3章 役 員

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 運営委員 20名以内
 - (4) 監事 2名
- 2 役員は、総会において選任する。
- 3 会長・副会長・監事は運営委員の中から選出し、総会において選任する。
- 4 規約にかかわらず、会長は必要と認めたとき運営委員を加えることができる。
- 5 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 協議会の会計を監査するため、監事を置く。
- 4 運営委員は、運営委員会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第4章 会 議

(総会)

第11条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他運営委員会が必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、委任状を併せ半数以上が出席し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 4 総会の議事は、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、適宜開催し、活動方針と活動計画を策定するとともに、毎年度の活動報告について審議する。

- 2 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 運営委員会は、委任状を併せ半数以上が出席し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 4 運営委員会の議事は、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 運営委員会は協議会の目的を実行するため、ワーキンググループを設置することができる。
- 6 運営委員会に協議会の運営について助言を得るため、専門家等の顧問を置くことができる。

(会計)

第13条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。

- 2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する費用とする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第5章 解散

(解散)

第14条 協議会が解散する場合は、議決に基づいて委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散するときに存する残余財産は、運営委員会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成19年2月27日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、平成20年3月31日までとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会の承認を得て、別に定める。

附 則 (平成31年2月12日改定)

- 1 この規約は、平成31年2月12日から施行する。

(4) 伊丹市中心市街地活性化基本計画(案)に対する協議会の意見

平成28年1月18日

伊丹市長 藤原保幸様

伊丹市中心市街地活性化協議会
会長 小西新太郎

伊丹市中心市街地活性化基本計画(案)に関する意見書

伊丹市中心市街地活性化基本計画(案)(以下「基本計画案」という。)は、伊丹市の中心市街地を活性化させる計画として概ね妥当であると考えます。

(付帯意見)

基本計画案では、5年間に実施される事業の実施主体や支援内容等が明記されるとともに、数値目標も設定されていることから、その効果を期待し、次のとおり意見を提出いたします。

1. 基本計画案の各事業は、中心市街地のにぎわい創出に大きな影響を与えるものであることから、スピード感をもって実行していただきたい。
2. 基本計画案の推進に際しましては、行政、市民、事業者、商業関係者および関係団体が一体となって取り組むことが重要であります。基本計画案の内容や施策の周知をはじめ、地域住民のニーズ等の把握とともに多様な主体のまちづくりへの参加をより一層推進していただきたい。
3. 中心市街地で計画されている活性化事業について、それぞれの事業が有機的に連携し、相乗効果をもたらすことで、中心市街地の活性化により一層の効果があらわれるよう、事業化にあたっては、事業内容の調整を行っていただきたい。
4. 基本計画案の目標指標については、前計画で未達成となった空き店舗の解消に努めるとともに、新たな指標の達成にも注力し、指標全体の達成に努めていただきたい。
5. 基本計画の進捗状況、成果等については、報告をいただくとともに、事業内容の見直し、新規事業の追加についても協議をお願いいたします。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(a) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

中心市街地の活性化に関する客観的な分析として、本市の概況（P1～7）、地域の現状に関する統計的なデータ把握・分析（P8～26）、地域住民のニーズ等の把握・分析（P27～56）において整理し、それらの分析にあたっては、次のようなニーズ把握や実態調査を実施し、前計画の検証（P57～64）、中心市街地の課題の整理（P65～67）に基づき、活性化の方針を方向づけた。

○伊丹市市民意識調査（毎年度実施：市の施策の満足度として中心市街地に関する設問を設定）

○来街者アンケート調査（平成27年6月28日（日）、6月30日（火）実施）

○商業者アンケート調査（平成27年6月12日～28日実施）

○PTAアンケート調査（平成27年6月実施）

○大学生アンケート調査（平成27年6月実施）

○不動産業者ヒアリング調査（平成27年6月実施）

(b) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①学生の取り組み

○市立伊丹高等学校の生徒による取り組み

（活動内容）

・ハロウィンパーティ

・他にも商店のPOPの作成や商店街への提案など、中心市街地商店街への共同事業に貢献している。

②伊丹オトラク

○伊丹市文化振興財団による取り組み

（活動内容）

・市内のカフェ、駅の大階段、広場などで観客、アーティスト、音楽、フード、ドリンクなど、みんな一緒になって、音楽を楽しみ伊丹を音楽の杜にしようとするプロジェクトを実施。

③いたみアピールプラン推進協議会

（活動内容）

・本市の歴史、自然や文化等の地域資源を最大限に活用しながら、市民、事業者、行政が協働して、本市を内外にアピールし、定住人口・交流人口の増加を目指している。平成16年に組織されて以来、毎年テーマを決めたフォーラムを開催するほか、ツアー、コンサートなどの事業を行い、ガイドブック「いたみでみたいこれなあに？」作成、各種マップの作成、「平成いたみ八景」の選定・PRなど精力的に活動している。

④パブリックコメントの実施

- 「伊丹市中心市街地活性化基本計画（案）について、広く市民の意見を聞くために、平成 28 年1月5日（火）から2月4日（木）まで、パブリックコメントを実施した。